

# 京田辺市教育大綱

令和 5 年 7 月

京 田 辺 市

# 目 次

「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」 .....	1
<b>第1 基本理念</b> .....	2
<b>第2 大綱策定の趣旨</b> .....	2
<b>第3 基本方針</b> .....	3
<b>1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成</b> .....	3
(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育 .....	3
(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育 .....	3
(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育 .....	3
(4) 社会の変化に対応する教育 .....	4
(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上 .....	4
<b>2 心豊かに明日を拓く学びあい</b> .....	5
(1) 生涯学習社会の実現 .....	5
(2) 人権教育の推進 .....	5
(3) 家庭・地域社会の教育力の向上 .....	5
(4) 文化・スポーツの振興 .....	5

## 「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という。）が、平成27年に改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）を長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」で協議したうえで策定することとなりました。

そのことから、本市では、平成27年度から平成30年度を対象期間とする最初の大綱を平成27年度に策定し、令和元年度から令和4年度を対象期間とする大綱の改定を令和元年度に行いました。

今回、令和5年度以降を対象とする大綱の見直しにあたり、大綱が本市における教育の目指すべき姿として、その基本的な方針を定めるものであることに鑑み、対象期間の設定はせずに、必要に応じ、総合教育会議の協議により見直すこととし、大綱の目指す方向性を明らかにした「基本理念」と施策を実施するための目的を示した「基本方針」の構成としました。

今後、本大綱に掲げた目指すべき姿の実現に向け、市長部局と教育委員会が一層連携し、家庭や地域のご理解とご協力をいただきながら、子どもたちが安心して健やかに育ち、京田辺市の未来を切り拓く人材を育成するとともに、本市に関わる全ての人が、夢や生きがいをもって心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいります。

令和5年7月18日

京田辺市長 上 村 崇

## 第1 基本理念

未来を<sup>ひら</sup>拓く、京田辺のひと・まちづくり

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

心豊かに明日を拓く学びあい

京田辺市の教育は、幸せや豊かさを感じることができる地域や社会の実現に向け、家庭や地域、学校、行政が協働して、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人づくりを目指します。

## 第2 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という。）の規定により、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、大綱を定めるものです。

この大綱は、法に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議したうえで策定するものです。

## 第3 基本方針

### 1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

#### (1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育

発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

#### (2) 豊かな人間性をはぐくむ教育

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

#### (3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営むために必要な健康や体力、危機対応能力を育成する。

#### (4) 社会の変化に対応する教育

持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるとともに、様々な分野でグローバルに活躍できるよう、国際感覚を身に付け、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てる。

また、多くの情報の中から必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を育成する。

#### (5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図る。

また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努める。

## 2 心豊かに明日を拓く学びあい

### (1) 生涯学習社会の実現

市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通し、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努める。

### (2) 人権教育の推進

一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、学校教育をはじめ生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

### (3) 家庭・地域社会の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進める。

### (4) 文化・スポーツの振興

豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じてはぐくまれてきた本市の有形無形の文化を市民共通の財産として生かし、未来へ継承するとともに、京田辺らしい文化を創造する。さらに、こうした文化活動を通じて生き生きとした市民生活の構築を図り、心豊かな人間性をはぐくむ。

また、市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。